

# 『指定介護老人福祉施設（ユニット型）』入所契約書

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人三愛会（以下「事業所」という。）は、契約者が介護老人福祉施設愛華の郷（以下「ホーム」という。）における居室及び共有施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第一章 総 則

### 第1条（契約の目的）

事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、重要事項説明書に定める介護福祉施設サービスを提供する。

- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスの利用を利用できるものとする。

### 第2条（施設サービス計画の決定・変更）

事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定する。
- 3 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更する。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を相互に確認する。

### 第3条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、健康管理及び療養上の世話を提供する。

- 2 前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りとします。

### 第4条（介護保険給付対象外のサービス）

事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供する

- ① 食事の提供
- ② 居住の提供
- ③ 特別な居室の提供
- ④ 特別な食事の提供
- ⑤ 契約者に対する理美容サービス
- ⑥ 契約者又はご家族から依頼されての所持金等の管理
- ⑦ 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- ⑧ 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等
- ⑨ 日常生活上必要となる諸費用実費

- 2 前項の他、事業者は、重要事項説明書に定めるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして、提供する。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担する。
- 4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対して説明する。

#### **第5条（運営規程の遵守）**

- 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行う。
- 2 本契約における運営規程については本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明する。
  - 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができる。

## **第二章 サービスの利用と料金の支払い**

#### **第6条（サービス利用料金の支払い）**

契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払う。

但し、契約者が、未だ要介護認定を受けていない場合には、要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻される償還支払いが適応されるためサービス利用料金全額を一旦支払わなければならない。

- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス料金を支払う。
- 3 前項の他、契約者は日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払う。
- 4 前3項に定めるサービス料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月25日までに事業者が指定する方法で支払う。

- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

#### **第7条（利用料金の変更）**

- 前条第1項に定めるサービス利用料金及び前条第3項に定める食事代の標準自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができる。
- 2 契約者の要介護状態の区分に変更があった場合は「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
- 3 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができる。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 第3項、第4項の変更があった場合は契約者に事前に通知するものとします。
- 6 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができる。

### **第三章 事業者の義務等**

#### **第8条（事業者及びサービス従事者の義務）**

- 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、安全対策担当者を配置し、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮する。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施する。
- 3 事業者は、非常災害及び感染症が発生した場合でもサービスが継続的に提供できるように、具体的計画を策定するとともに研修や訓練等を行う。
- 4 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、人権擁護・虐待防止担当者を配置し、委員会の設置、指針の整備や研修等を行う。
- 5 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行う。
- 7 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付しなければならない。

#### **第9条（守秘義務等）**

事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知

り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続するものとする。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
- 3 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者又はその家族の同意を得なければならない。

#### 第四章 契約者の義務

##### 第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとする。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をしなければならない。
- 3 契約者はホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

##### 第11条（契約者の禁止行為）

契約者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- (2) その他決められた以外の物の持ち込み

#### 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

##### 第12条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負う。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができる。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとする。

##### 第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とり

わけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れるものとする。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

#### **第14条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)**

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当サービスを提供すべき義務を負わない。

- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとする。その際に、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては第6条第5項の規定を準用する。

## **第六章 契約の終了**

#### **第15条 (契約の終了事由)**

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとする。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

#### **第16条 (契約者からの中途解約等)**

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとする。

- 2 契約者は、第5条第3項、第7条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができる。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとみなす。

#### **第17条 (契約者からの契約解除)**

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者は正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者に故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な行為が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 契約者が連續して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- (5) 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

#### 第19条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとする。

- (1) 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

2 前条の規定により契約が解除され、契約者がホームを退所する場合には契約者の希望により、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第1号から第3号に定める援助を契約者に対して速やかに行うよう努めるものとする。

## **第20条（契約者の入院に係る取り扱い）**

契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない場合は、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合もあります。

- 2 契約者が病院又は診療所に入院した場合は、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払う。

## **第21条（居室の明け渡し及び精算）**

契約者は、本契約が終了した場合において、第10条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で退所するものとする。

- 2 契約者が本契約終了後居室を明け渡さない場合は、現実に居室が明け渡された日までの期間その居室料を事業者に支払うものとする。

## **第22条（身元引受人）**

身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な責務につき、契約者と連帶してその履行の責任を負います。また、家族代表者としての責任を負います。

- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
  - (1) 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続きを円滑に遂行すること
  - (2) 本契約が終了した場合に事業者と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること
  - (3) 契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに、遺体及び残置品（居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引取りなど必要な処理を行うこと
- 3 事業者は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 4 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 5 事業者は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置品を処分できるものとします。その費用については、契約者の自己の管理下にある場合には、その金銭から差し引くことができるものとします。
- 6 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるよう努めます。
- 7 事業所は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、施設サービス計画変更等があったときには、これを通知することにいたします。

## **第23条（一時外泊等）**

契約者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとする。この場合、契約者は外泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとする。

2 前項に定める外泊及び入院期間中において、契約者は国の定める基準により、事業者に所定の利用料金を支払うものとする。

## 第七章 その他

### 第24条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応しなければならない。

### 第25条（契約当事者の変更）

契約者は、契約有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを、又は契約者の家族を含む第三者に契約者を変更することに同意する。

### 第26条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

事業者

住 所 静岡県藤枝市大東町58番地

事業者名 社会福祉法人 三愛会

代表者氏名 理事長 阿井 孝訓 印

契約者

住 所

氏 名 印

身元引受人

住 所

氏 名 印